

**インドネシアの新型コロナウイルス対策
特別入国許可措置／滞在許可措置について～アップデート～**

インドネシアにおける大規模な社会的制限(以下 PSBB)の実施は、当初はジャカルタでは 2020 年 4 月 10 日から 14 日間、西ジャワ州では 4 月 22 日から 14 日間、バンテン州では 4 月 18 日から 5 月 3 日までの 16 日間とされましたが、実施期間は必要に応じて延長可とされ、現在では西ジャワ州の一部県・市において解除されている地域もありますが、ほぼインドネシア全域において延長されている状況です。

ジャカルタにおいては 6 月以降「安全で健康的、生産的な社会」への移行期間として一部経済社会活動の緩和がされていましたが、新型コロナウイルス感染者の急増や医療機関崩壊の恐れを鑑み、9 月 14 日から原則必要不可欠とされる活動以外の目的での外出は禁止とされ、再び厳しい PSBB が実施されています。実施期間は 10 月 11 日までとされています。

日本へ一時避難中の駐在員の中には 9 月末にインドネシアへ再渡航を予定していたものを今回の PSBB の再強化により再渡航の話が先送りになったとの話も聞いています。このような状況下についてインドネシア法務人権省入国管理総局はインドネシア入国及び滞在に関する特別措置の実施期間の延長を発表しました。今回はインドネシア入国状況及びアップデートされた特別措置についてレポートいたします。

■インドネシア国内への入国制限について

インドネシアでは引き続き外国人によるインドネシア入国及びトランジットは原則として禁止されていますが、7 月にお伝えしたとおり特定の対象者に限り、以下 3 項目を条件として入国が許可されています。

対象者
1. インドネシアでの永住許可または長期滞在許可を保有する人 2. 公用又は外交官ビザを保有する人 3. インドネシアでの赴任中の公用又は外交官滞在許可を保有する人 4. 医療援助及びサポートの職員(人道上の理由及び目的に基づく) 5. 海洋、航空、陸路の輸送のクルー 6. 国家戦略プロジェクトに取り組む外国人
条件
① 日本国保健当局が発行した英文の健康証明書の所持 ※陰性が証明できる内容である事、インドネシア到着 7 日以内に発行されたもの ② 新型コロナウイルス非感染地域での過去 14 日間以上の滞在 ③ インドネシア政府によって実施される 14 日間の隔離を受ける用意があることを宣言 ※インドネシア入国時に配布される「健康状態に関する質問書」に記載がある

なお、健康証明書を持参した場合でも、インドネシア到着時に提示した書類の内容が不十分とみなされた場合は、追加健康検査としてPCR検査や抗体検査(Rapid Test)の受診及び、陰性結果が確認できるまで隔離施設またはホテルでの待機が義務とされています。また、陰性結果が確認できた後、待機場所の隔離施設やホテルからの外出は可能となりますが、14日間は自主隔離期間とされます。これはインドネシア到着時に提示した書類の内容で健康証明が十分とみなされた場合も同様で14日間の自主隔離が求められています。そのため入国後14日間はインドネシア国外への出国は認められる状況にない為、インドネシアへの一時滞在を予定される方は最短でも14日間以上の滞在予定で航空券等の手配を行うことをお勧めします。

■特別入国許可措置／滞在許可措置について～アップデート～

新型コロナウイルス対策に係るインドネシア政府による入国制限措置のうち、インドネシア国外滞在中の外国人のKITAS等更新手続き期限の延長に関して、インドネシア国外滞在中に失効した一時滞在許可(KITAS/ITAS)、定住許可(KITAP/ITAP)または再入国許可の更新手続きの期限が12月31日までに延長されました。しかし今年度は新型コロナウイルス対策でレバラン休暇が年末に移行したためクリスマス休暇を含め12月24日、28日から31日が政令指定休日となり、実質12月23日までは諸手続きが完了するよう12月上旬から申請開始する段取りで調整する必要がありそうです。

また、本来の滞在許可の期限が切れ、やむを得ない場合の滞在許可(ITKT)によりインドネシアに滞在している外国人に関しては滞在許可の取得期限は9月20日までとされ、かつ9月14日までに新たなテレックスの申請を行うよう注意喚起がされていたところ、9月18日付けでインドネシア法務人権省入国管理総局発表により該当する外国人については滞在許可の取得期限は10月5日まで延長されることとなりました。期日までに手続きが完了できない場合はインドネシアから出国する義務があるとされ、オーバーステイとみなされることとなりますのでご注意ください。

ケース	インドネシア国外滞在中に ITAS 期限が失効
手続き	再入国・ITAS／ITAP 延長手続き
期限	9月8日まで → 12月31日まで
補足	12月31日までに入国し同日までに ITAS／ITAP の延長手続きを行うことが必要

ケース	やむを得ない場合の滞在許可 (ITKT)
手続き	テレックス申請
期限	9月20日まで → 10月5日まで
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・定住許可 (ITAP) の期限が切れ、やむを得ない場合の滞在許可 (ITKT) でインドネシアに滞在していた外国人 ・一時滞在許可 (ITAS) の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人 ・一次訪問査証 (B211A、B211B、B211C) に基づく滞在許可の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人 ・数次訪問査証 (数次入国査証 D212) に基づく滞在許可の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人 ・APEC ビジネストラベルカード (ABTC) に基づく滞在許可の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人 ・到着ビザ (VOA) に基づく滞在許可の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人 ・査証免除 (BVK) に基づく滞在許可の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人 ・クルー・ビジットに基づき滞在許可の期限が切れ、ITKT でインドネシアに滞在していた外国人
補足	<ul style="list-style-type: none"> ・10月5日までに滞在許可が失効した場合 10月5日までにインドネシアから出国する義務がある。 ・テレックス申請期限について言及はないが、前回の措置で9月20日まで延長された際は手続きに5営業日かかるため9月14日までに申請を行うことが必要とされていた。即ち9月14日までにテレックスが未取得の場合はオーバーステイとなる。

(参照元: 在インドネシア日本国大使館ホームページ <https://www.id.emb-japan.go.jp/>
: インドネシア法務人権省入国管理総局ホームページ <https://www.imigrasi.go.id/>)

インドネシアでは引き続き、現地状況の変化に伴いインドネシア出入国及びビザ申請に関する規定が随時改訂・変更されている状況が続いています。これからビザの申請やインドネシアへの渡航を検討されている方におかれましては、出来る限りこまめに最新情報を確認し行動されることをお勧めいたします。また本件に関する新しい情報が入り次第、続報としてレポートいたします。

※このレポートは2020年9月25日現在での情報です。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地 : Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 46

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,
Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者 : PT.JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア : インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会に業務を委託)。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、岡山県産業企画課マーケティング推進室(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。